施設基準届出一覧 (令和6年11月1日現在)

基本診療料の施設基準届出承認事項

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 医療DX推進体制整備加算
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科外来診療感染対策加算4
- ・歯科診療特別対応連携加算
- ·急性期一般入院料1
- ・結核病棟7対1入院基本料
- ・急性期充実体制加算 1
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- ·診療録管理体制加算 1
- ・医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)
- ・看護職員夜間配置加算1(12対1)

- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ·無菌治療室管理加算1、2
- ・放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による治療の場合)
- ・栄養サポートチーム加算
- · 医療安全対策加算 1
- · 感染対策向上加算 1
- ・患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- •報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ·後発医薬品使用体制加算1

- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算2及び4
- ・入退院支援加算1、3
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- · 排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- · 救命救急入院料 3
- ・特定集中治療室管理料 2
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1
- ·新生児特定集中治療室管理料 2
- · 小児入院医療管理料 3
- ・緩和ケア病棟入院料2
- · 短期滞在手術等基本料 1

特掲診療料の施設基準届出承認事項

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔 モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ・移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ・糖尿病透析予防指導管理料

- ·小児鎮静下MRI撮影加算
- ・頭部MRI撮影加算
- ·全身MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)

- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除
- ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)

細動器交換術(経静脈電極の場合)

・腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍

- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- 一般不好治療管理料
- · 生殖補助医療管理料 1
- ·二次性骨折予防継続管理料1、3
- ・下肢創傷処置管理料
- 院内トリアージ実施料
- 外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1 ・連携充実加算
- ・二コチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・開放型病院共同指導料(Ⅱ)
- ・がん治療連携計画策定料
- 外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1、2
- 医療機器安全管理料(歯科)
- ・歯科治療時医療管理料
- ・救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算
- ・救急患者連携搬送料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・リンパ浮腫複合的治療料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1) ・導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ストーマ合併症加算
- 手術用顕微鏡加算
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 骨移植術 (軟骨移植術を含む。) (自家培養軟骨移植 術に限る。)
- 椎間板内酵素注入療法
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・内視鏡下脳腫瘍牛検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレ ートのあるもの))
- ・緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建 術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持 ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)

- 手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支 援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪 性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機) 器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍 手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的寒栓術
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉) 以上)を伴うものに限る。)
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く)
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器) を用いる場合)
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び 切断術に限る。) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用 いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手 術用支援機器を用いるもの)
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器) を用いるもの)

続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定 ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、

- ・遺伝学的検査の注1に規定する基準
- ・染色体検査の注2に規定する基準
- BRCA1/2遺伝子検査
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- · 先天性代謝異常症検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ・検体検査管理加算(I)、(Ⅱ)
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- · 脳波検査判断料 1
- ・神経学的検査
- ・ロービジョン検査判断料
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈的肝生検
- ・前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・CT透視下気管支鏡検査加算
- ・口腔細菌定量検査
- ・画像診断管理加算1、2、3
- ・ポジトロン断層撮影
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

- ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) (歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) (歯科)
- ・乳癌センチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・乳癌センチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉 を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、 十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、 小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡 によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、 尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・胸腔鏡下弁形成術 ・胸腔鏡下弁置換術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ・磁気ナビゲーション加算
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リー

- ・腹腔鏡下腟式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- · 体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術
- ・輸血管理料 I ・輸血適正使用加算
- ・自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
- ・同種クリオプレシピテート作製術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・歯根端切除手術の注3
- ・麻酔管理料(I)、(Ⅱ)
- 放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・一回線量増加加算
- ・強度変調放射線治療(IMRT)
- ・画像誘導放射線治療(IGRT)
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ·病理診断管理加算 2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算 2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ·看護職員処遇改善評価料70

- ・CT撮影及びMRI撮影
- ·冠動脈CT撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影
- ·外傷全身CT加算
- ·心臓MRI撮影加算
- ·乳房MRI撮影加算

ドレスペースメーカー)

- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及 び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器 交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・入院時食事療養(I)

先進医療の施設基準届出承認事項(非課税)

- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養(23,000円)
- ・子宮内膜受容能検査1(110,000円)

- ・子宮内細菌叢検査1(64,000円)
- ·子宮内細菌叢検査2(42,000円)